

山北町ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山北町（以下「町」という。）がインターネット上に公開しているホームページの広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び掲載基準)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とし、広告から遷移するホームページの内容（以下「広告の内容」という。）は、山北町有料広告掲載要綱（平成18年6月26日山北町告示第25号（以下「要綱」という。））及び山北町有料広告掲載基準（平成18年6月26日山北町告示第26号（以下「基準」という。））の規定に準ずるものとする。

(広告の掲載順位)

第3条 広告の掲載の順位は、次に掲げるとおりとする。この場合において、同順位に複数のものがある場合は、掲載期間が長い広告を優先するものとし、掲載期間が同一の場合は、抽選により順位を決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものが掲載しようとする広告
- (2) 私企業で公益性が高いものが掲載しようとする広告
- (3) 私企業で町内に事業所等を有するものが掲載しようとする広告
- (4) その他掲載する広告として妥当であると町長が認めるもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告の掲載位置及び掲載枠数は、町のホームページのうち町が指定する位置及び掲載枠数とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1月単位とし、12月を上限とする。ただし、再掲載を妨げるものではない。

2 広告の掲載期間の初日は1日とし、その満了日は月の末日とする。

3 広告の掲載期間内に町の事情により広告が掲載できなかった場合は、次の各号に掲げる広告を掲載できなかった時間に応じ、当該各号に定める日数の掲載期間を延長するものとする。

- (1) 12時間以上24時間以内のとき 1日
- (2) 24時間を超えたとき 掲載できなかった日に1日を加えた日

(広告の企画)

第6条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 画面表示は、縦50ピクセル、横150ピクセルであること。
- (2) データ量は、10キロバイト以内であること。
- (3) データの保存型式は、GIF形式であること。

(広告掲載料)

第7条 広告の掲載料は、1枠あたり月額5,000円とする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、広報誌及びホームページ等により行う。

(広告の申し込み)

第9条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、山北町ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に申し込むものとする。

- (1) 広告のデザイン案
- (2) 申込者の事業内容が分かる書類

(広告の掲載決定)

第10条 町長は、前条の申込書を受理したときは、第2条及び第3条の規定に基づき掲載の可否を決定し、山北町ホームページ広告掲載決定通知書（第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告を掲載することを承諾された者（以下「広告主」という。）は、広告掲載日の10日前までに、町が発行する納入通知書により広告掲載料を納入しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成し、町が指定する期日までに、電磁的記録媒体その他町の指定する方法により提出するものとする。

(広告の内容等の協議)

第13条 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページについては、町及び町ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないように、町と事前に協議しなければならない。

(広告内容等の変更)

第14条 町長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページが要綱及び基準の掲載制限のいずれかに該当するとき又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対して広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの変更を求めることができる。

2 広告主は、前条の協議による広告の掲載期間中に広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容を変更する場合には、町と事前に協議しなければならない。

(広告主の責任)

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第16条 町長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 町のホームページ運営上支障があるとき。
- (2) 広告主が指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (4) 町長が広告主又は広告内容が不適當であると認めたとき。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は、広告の掲載を取り下げるときは、山北町ホームページ広告掲載取り下げ申出書（第3号様式）により町長に申し出なければならない。

2 前項の申し出があったときは、町長は山北町ホームページ広告掲載取消決定通知書（第4号様式）を広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第18条 納付済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、当該各号に定める額の掲載料に相当する額を還付する。

- (1) 掲載期間開始前に、前条の規定による広告の掲載の取り下げの申出があった場合には、納付済み広告掲載料を還付する。

(2) 第5条第3項の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済み広告掲載料を還付する。

(3) 前号の規定により還付する広告掲載料は、町が広告を掲載しなかった期間に係る広告掲載料に相当する額とし、その期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、次により算定するものとし、1円未満の金額が生じる場合は、これを切り捨てる。

その月の広告掲載料×その月の広告の掲載できない期間÷その月の暦日数

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする広告主は、山北町ホームページ広告掲載料還付請求書（第5号様式）により町長に請求するものとする。

（その他）

第19条 この要領に定めるもののほか、広告に関しての必要な事項は、要綱及び基準の規定を適用する。

第20条 前条に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。